

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年6月13日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>V 市の契約に関する問題点（各論）</p> <p>29 教育委員会学校教育課</p> <p>(1) 教育用ネットワークシステム維持管理業務委託</p> <p>①19年度包括外部監査のフォロー</p> <p>(結果1) 仕様書と整合しない積算 (報告書 167ページ)</p> <p>ライセンスフィーが発生しているにも関わらず積算書において明示されていない。積算書では教育用ネットワークシステム機器定額保守の金額に含まれているとのことである。ライセンスフィーは機器の定額保守とは性質の異なる項目であり、独立項目で表示し、ライセンスの内容と本数が積算と整合しているか確認すべきである。担当課はライセンスの内容、本数、金額の検討を行わないまま、業者の見積額は妥当と判断していた。</p> <p>(結果2) 情報不足により通常用いられている単価以外の単価で積算されている問題 (報告書 167ページ)</p> <p>稼働時間に乗じている時間当たり8,200円の単価の根拠について担当課に質問したが明確な回答は得られていない。積算金額の妥当性を検討するに際して単価の算定根拠を把握していないにもかかわらず、業者の見積額は妥当と判断していることになる。</p> <p>市が通常用いている積算単価（システム開発及び保守運用に関する随意契約において市が多くの場合に採用しているシステムエンジニアの時間当たり単価）の1.4倍の時間当たり単価（1ヶ月160時間で計算）である。本来、システムの監視、管理運用等の格別高度な専門性を必要としない標準的な業務に対する単価は標準単価によるべき（結果3参照）であるが、市が通常用いている積算単価と比較しても、割高で計算がなされている。同一業者に対する同一業務に対する単価が市の内部で異なっているのは問題で、全庁データベースを構築するなどして情報の共有を図る必要がある。</p> <p>過大積算額 5,716千円</p>	<p>仕様書と整合しない積算については、監査報告後、ライセンスの内容等について契約事業者への確認等を行ってきたが、各機器に対応した形でのライセンスフィーの管理をしていなかったことが原因であったため、平成24年度契約においては、ライセンスフィーと保守部分を明確にすることで改善を図る。</p> <p>情報不足により通常用いられている単価以外の単価で積算されている問題については、単価の算出根拠が明確でなかったことが原因であったため、妥当な単価について、十分な検討を行い平成24年度契約に反映させることで改善を図る。</p> <p>監査報告後、妥当な単価について検討してきたが、本業務委託には、システム開発や運用業務とは異なる内容の業務が含まれている。一般的にシステム開発や運用業務は、作業時間が特定しやすいため、単価に時間数を掛け上げることで算出は可能であると思われるが、本業務においては、実作業時間とは別に待機時間が必要な受付業務や保守業務が存在している。スポット（随時）保守契約であれば実稼働時間からの算出も可能であるが、本システムは、教育ネットワークの根幹の部分であるため24時間即時対応が必要であり、そのためには待機体制をとる必要があるため、実稼働時間当たりの単価が他業務に比較して高額なことはやむを得ないと思われるが、妥当な単価については引き続き検討を行っていく。</p> <p>本業務と位置付けに近い市の業務としては、長野市フルネットセンターインターネットシステム維持管理業務が考えられるが、システム利用者が</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>(結果3) 標準単価に比べて割高な単価による積算 (報告書 167ページ)</p> <p>本委託業務の内容は格別高度な専門性を必要としない一般に実施されている情報システムの管理運用支援業務であるにもかかわらず、特定業者の見積単価によって積算されている。一般に実施されている情報システムの管理運用支援業務に対する技術者の時間単価の適用に当たっては、随意契約であるからといって特定業者の見積単価を使用して積算するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。</p> <p>この報告書では市販の積算資料の札幌及び名古屋の標準単価を使用すると過大金額は下記のように試算される。</p> <p>札幌市のシステム管理技術者1と2の平均値 (4,356円) を使用した場合</p> <p style="text-align: right;">3,528千円</p> <p>名古屋市システム管理技術者1と2の平均値 (4,651円) を使用した場合</p> <p style="text-align: right;">2,866千円</p> <p>結果2と結果3の過大積算金額の合計は下記のように試算される。</p> <p>札幌市のシステム管理技術者1と2の平均値 (4,356円) を使用した場合</p> <p style="text-align: right;">9,244千円</p> <p>名古屋市システム管理技術者1と2の平均値 (4,651円) を使用した場合</p> <p style="text-align: right;">8,583千円</p>	<p>市職員のみに限られる同システムと、教職員に加えて児童生徒が利用するためコンピュータウィルスの脅威に数多くさらされ、通信も高負荷状態となる本業務とでは、システム構成を含め条件が異なるため、同単価を採用することはできないが、情報政策課との情報システム関係予算要求ヒアリングなどを通して参考となる情報を入手し、情報の共有化を行うことで積算単価・積算時間について改善を図る。</p> <p>標準単価に比べて割高な単価による積算については、技術者の時間単価が明確でなかったことが原因であったため、参考となる資料を勘案し、妥当な単価により積算を行うことにより平成24年度契約に反映することで改善を図る。</p> <p>監査報告後、妥当な単価を検討してきたが、市販の積算資料(‘10.11)のシステム管理業務では、想定しているシステムが windows サーバーを用いたクライアントサーバシステムであるのに対し、本委託業務対象システムでは、Linuxをはじめ、Firewall 専用機器等を用いたネットワークシステムを採用しているため、技術者に対しより幅広く高いスキルが要求されることから市販の積算資料(‘10.11)より高額な単価とならざるを得ない。</p> <p>これらのことを十分に勘案し、妥当な単価について、更に検討していく。</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項) (結果 4) 適切でない積算 (報告書 168 ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸経費の別途計上 検討資料では諸経費（管理費として）を別途計上している。また積算書においても管理諸経費を計上している。諸経費を別途計上しているということは、単価 8,200 円には諸経費を含んでいないということを意味する。諸経費は実績稼働時間の 20% に 8,200 円を乗じて計算されているが、8,200 円という単価は諸経費込で考えても高い（結果 2 参照）単価であるのに、それに加えて別途諸経費を計上するのは問題である。なお結果 2 で示した標準的な時間単価を使用した場合には、標準単価にすでに諸経費部分も含まれているため、積算に際して諸経費を計上することは妥当でない。別途計上されている諸経費分 3,940 千円が過大となっている。 ・ 委託先の再委託業に対する単価 下請けを含め様々な業務が存在するにも関わらず一律 8,200 円という単価が設定されている。 ネットワーク監視受付以外のセキュリティ監視、管理運用支援、機器定額保守、安心・安全ネットワークシステム運用保守管理の作業は再委託している部分が多い。今後、標準単価を適用する際には、このことも考慮に入れて業務に応じた適切な標準単価を基礎にし積算を行う必要がある。 ・ システム監視受付業務の単価 システム監視受付業務の内容は下記に示すとおり教育ネットワークシステムの故障受付、故障の切り分け、故障手配であり、専任保守受付担当が遠隔監視受付業務を行っている。受付は 24 時間、監視装置のアラーム及び電話によって故障を受け、故障手配を依頼するものである。監査人のアンケートに対する回答では、この業務は保守担当受付がおこなっており、他の業務と同様に表 1 の時間単価 8,200 円を使用するのは適切でない。 完全に一致するものがないので高めではあるが、市販の積算資料のシステム運用技術 	<p>適切でない積算については、監査報告後、諸経費の対象等を再度詳細に調査したところ、教育用ネットワークシステム機器定額保守に含まれないライセンスフィー 3,440,750 円（サーバー保護 20 ライセンス、アンチウィルス・アンチスパム 2500 ライセンス、ログサーチ 7000 ライセンス 平成 19 年のものが入手できなかったため平成 23 年度のもの）が管理費に含めて計上されていた。</p> <p>必要なライセンスフィー、機器の保守、人件費が積算上明確にされていなかったことが原因であったため、平成 24 年度契約時には、それぞれの項目を明確に区分し、積算に反映することにより改善を図る。</p> <p>委託先の再委託業務に対する単価については、積算単価の根拠が不明確であったことから、運用形態や実業務について現在確認しており、再委託に見合った単価について、引き続き検討していく。</p> <p>システム監視受付業務の単価についても、積算単価の根拠が不明確であったことから、積算単価・積算時間について更に検討していく。</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>者 1 と 2 の平均の金額を使用して過大金金額を試算すると以下のようなになる。</p> <p>札幌のシステム運用技術者 1 と 2 の平均値 (3,878 円) を使用した場合 2,052 千円</p> <p>名古屋のシステム運用技術者 1 と 2 の平均値 (4,025 円) を使用した場合 1,982 千円</p> <p>ただし、標準単価と随意契約先の統一単価との全体的な差額はすでに結果 3 で計算しているため、結果 5 における過大積算金額は以下のようなになる。</p> <p>札幌の単価使用した場合 226 千円 名古屋の単価を使用した場合 287 千円</p> <p>なお、同種の業務を「全庁ネットワーク運用管理業務」でも委託している。教育ネットワークの受付が 24 時間体制であるのに対し、「全庁ネットワーク運用管理業務」の受付は 9 時から 17 時の 8 時間であること、また故障の 1 次受付は情報政策課が行なっているため、単純な比較はすべきではないが、この場合は 1 ヶ月 90 千円で積算している。今後積算の参考になるかもしれない。</p> <p>教育用ネットワークシステム監視受付・仕様書</p> <p>1. 業務概要 教育ネットワークシステムについての NS 監視、故障受付、故障個所の切り分け、修理手配等に関わる業務を行う（安心・安全ネットワークシステムを含む）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>1) 業務内容</p> <p>①対象機器に対し、遠隔より動作の監視 (Ping 及び http 等のサービスポート) を行い、異常を発見した際には故障の解析、修理手配を行う。また、利用者が発見した故障等の申告を受け、故障個所の切り分け、修理の手配を行う</p> <p>②定期報告 (毎月)</p> <p>2) 業務時間</p> <p>①故障受付・監視 24 時間 365 日対応</p> <p>②故障切り分け・手配 (機器ごとに以下のパターンに分かれる)</p> <p>パターン 1 平日 9:00~17:00 (土日、法廷休日、年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日) を除く)</p> <p>パターン 2 24 時間 365 日 故障修理手配</p>	

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>・ 過大積算金額の試算額合計 以上の結果を市が実施した平成 19 年度の稼働費用積算に反映して監査人が計算しなおすと事業者の見積り金額は標準単価に札幌市を使用した場合と比べて 13,030 千円、名古屋市を使用した場合と比べて 12,430 千円過大になっている。 この過大金額はあくまでも試算金額であるが、過大金額の主な内訳は結果にあるように業者見積単価と標準単価との差額を原因とするものであり、適切な標準単価を基礎にして適切な積算を行うことにより積算金額の引き下げを実現すべきである。</p>	<p>過大積算金額の試算額合計については、積算単価・時間を検討している段階であるが、19 年度の積算について、待機時間を考慮して現段階で仮に積算した結果は、次のとおりである。 前提とする単価は、市販の積算資料（‘11,03）（業務内容が（‘10,11）と変更になっている）下請会社に合わせ東京を採用（参考になる資料がないため、今回の仮算出のための仮単価として採用）</p> <p>①教育用ネットワークシステム監視受付 技術者単価は、受付業務の適切な一次切り分け業務・修理手配を行うには本システムの理解と、高い技術力が必要なことから、社内で認められるレベルの技術者（ITSP レベル 5 程度）が業務に当たるため、システム管理技術者 1 と 2 の平均値から時間当たり 5,300 円を仮に採用した。 待機時間単価については、本業務委託に対する事業者の体制維持費用について算出ができなかったことから 5,300 円の 3 分の 1 を採用。3 分の 1 は労働に対する当直や日直の手当ての考え方を参考にした（インターネット資料を参考：監視継続労働）。</p> <p>19 年度稼働時間から 438.8 時間 （報告書作成時間は待機時間とする。） 待機時間 6,656 時間 （（16 時間×5 日+24 時間×2 日）×52 週） （24 時間 365 日対応であることから、平日の 8 時間を除いたもの） $5,300 \text{ 円} \times 438.8 \text{ 時間} \approx 2,325 \text{ 千円}$ $5,300 \text{ 円} \div 3 \times 6,656 \text{ 時間} \approx 11,759 \text{ 千円}$ から①の積算額 14,084 千円</p> <p>②教育ネットワークセキュリティ監視 ①と同等にネットワーク監視やログ解析には技術力が必要なことから単価は 5,300 円とする。 19 年度稼働時間から 773 時間 （報告書作成時間は待機時間とする） ②の積算額 $5,300 \text{ 円} \times 773 \text{ 時間} \approx 4,097 \text{ 千円}$</p> <p>③教育ネットワークシステム管理運用支援 ①と同等にファイアウォールの設定、ソフトウ</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>②平成 21 年度の業務完了報告書の稼働報告書について</p> <p>(結果 1) 実績の把握検討と翌期以降の積算への反映が行われていない問題 (報告書 170ページ) 安全・安心ネットワークシステムの運用支援の中の「定期バックアップ及びログ確認」業務に関する実績報告の作業時間が 9 月以降増加している。定期バックアップ 840 分</p>	<p>エアバージョンアップにおける影響調査等技術力が必要なことから単価は 5,300 円とする。 19 年度稼働時間から 584.8 時間 (報告書作成時間は待機時間とする) ③の積算額 5,300 円×584.8 時間 ≒ 3,099 千円</p> <p>④教育ネットワークシステム機器保守 定額保守内とし 0 時間</p> <p>⑤安全安心ネットワークシステム危機保守・管理運用支援 単価は福岡のシステム管理技術者 2 を採用し 4,712 円 (市販積算資料では、パッケージに対する費用は含まれていないため、単価に上積みを検討しなければならない。) 19 年度稼働時間から 174.2 時間 (報告書作成時間は待機時間とする) ④の積算額 4,712 円×174.2 時間 ≒ 820 千円</p> <p>①から④までの合計は 22,100 千円であるが、報告書 166 ページの件費合計 A 23,642 千円には件費分ではないライセンスフィー 3,440 千円と安全安心ネットワークシステムサーバ等保守料 1,160 千円 (ファイアウォール 1 台サーバ 5 台) が含まれていたことから A 23,642 千円から 3,440 千円と 1,160 千円を差し引くと 19,042 千円となり①～④の合計積算よりも 3,058 千円安価となっているため、一概に過大積算とはいえないと考えられる。 しかし、単価や時間の積算には再検討が必要であることから、引き続き精査を行い、適切な積算をすることにより平成 24 年度契約に向け改善を図る。</p> <p>実績の把握検討が行われていない問題については、実績報告の確認が不足していたことが原因であったため、複数人で確認を行うことにすることで改善を図った。 翌期以降の積算への反映が行われていない問題については、監査報告後検討をしてきた。</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>(8月までは180分) ログ確認900分(8月までは120分)となっているが、実際には9月以降も8月までと同様、定期バックアップ180分、ログ確認120分であった。</p> <p>結果として、定期バックアップ時間が77時間、ログ確認が91時間、合計168時間過大に報告されていた。</p> <p>合計168時間の記載違いは軽微とは言えず、市の側でも実績報告をしっかりと確認する必要がある。その他の時間についても再度見直す必要があると思われる。適切な積算を行うために実績報告の検証をしっかりと行い、積算に反映させる必要がある。</p> <p>(結果2) 再委託に関する運用上の問題 (報告書 171ページ)</p> <p>業務委託契約書において「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。」とされている。</p> <p>本件はNTT東日本と随意契約しているが、ネットワーク監視受付以外のセキュリティー監視、管理運用支援、機器定額保守、安心・安全ネットワークシステム運用保守管理の作業は(株)ユニアデックス(株)と(株)アールスリーの2社に委託している。しかし承認関係の文書が存在せず、承認の有無が確認できなかった。</p> <p>外注2社の委託されている業務は軽微な部分とは考えられないので、今後は再委託の承認に際しては文書のやり取りを行うなど承認の有無が明確になるようにすべきである。</p>	<p>実績報告の翌期以降への反映については、本維持管理業務対象は教育ネットワークの基幹となる部分であるため、24時間対応の故障受付、対象機器によっては24時間365日の修理手配を行っており作業時間に加え待機時間が発生するものとして考えられるため、実作業時間で積算することは業務委託の性質から難しいと考えるが、本委託業務に関わる時間としては作業時間も考慮し適正な単価、時間を算出することにより平成24年度契約に反映することで改善を図る。</p> <p>再委託に関する運用上の問題については、指摘事項のとおり、第三者への再委託の承認があることを示した文書が残っていないため、平成23年度契約分について平成23年4月1日付けで協議書を作成し、同承認があることを明確にすることで改善を図った。</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(結果3) 一式〇〇円の形の積算 (報告書 171ページ)</p> <p>ハードの保守費用の内容が明らかにされていない。NTT東日本の説明では、ライセンスフィーと若干のバックアップメディア代や一部のソフトウェア保守費用等も教育用ネットワークシステム機器定額保守に含まれているとのことである。このように教育用ネットワークシステム機器定額保守には様々な要素が含まれているが、今後は教育用ネットワークシステム機器定額保守に含まれる内容を細かく把握し、個々の積算金額が実態に応じて適切に積算されているのかどうか検討すべきである。</p> <p>例えば平成 21 年度において物理的な故障に対する対応(トラブルシューティングで機器に関係するもの)は年に 7 件、50 時間と報告されている。物理的な故障に対する対応は本来の意味(狭義)の機器定額保守に該当すると考えられるが、様々な要素が含まれる機器定額保守の中の、物理的な故障に対する対応等の本来の意味(狭義)の機器定額保守の金額を明らかにしたうえで、実際の物理的な故障に対する対応等に対する出動状況と狭義の定額保守金額のバランスについて検討する必要がある。トラブルシューティングの都度、現場実施報告も受ける必要もあると思われる。</p> <p>(以上 学校教育課)</p>	<p>一式〇〇円の形の積算については、各機器の導入時期がシステム内で異なり、保守が単年の別契約となっていることが保守対象・保守費用が明確にできない原因であると考えられる。</p> <p>製造から期間の経過した機器の保守に関して製造メーカーの保守が受けられない状態や修理不能となる状態も考えられ、製造メーカーによる保守が不能な機器に対し代替機による運用も生じているため、保守費の算出は難しい状態であるが、契約事業者と協議の上、契約内容を細分化し平成 24 年度契約において積算に反映させることで改善を図る。</p> <p>(以上 学校教育課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>V 市の契約に関する問題点（各論）</p> <p>30 教育委員会保健給食課第一学校給食センター</p> <p>(1) グランドケトルの購入 (報告書 179 ページ)</p> <p>○予算金額による積算 当該物品購入については、担当課での設計額が、担当課での積算のため業者より徴した見積書における見積額を上回っている。 この件について、担当課に確認したところによると、国の経済危機対策関連予算要求時の額を担当課設計額にしたので業者見積書よりも高くなってしまったとのことであった。 予算承認後の実際の契約の段階では、競争入札を導入する際の設計額を基準に予定価格や最低制限価格が定められるのであるから、設計額は歳出に直結する重要な価格であり、予算要求時の概算的価格をもって担当課の設計額とするのは問題である。 ※ただし、本件に関して、結果論でいえば長野市において事実上歳出過剰とはなっていないと認められる。それは見積額から算定されるべき予定価格が今回の競争入札によって契約に至った 34,000 千円を下回るとは考えられないからである。 (保健給食課第一学校給食センター)</p>	<p>グランドケトル購入における予算額による積算については、国の経済危機対策関連予算要求時の額を誤って担当課の設計額にしたことが原因であったため、今後、契約の段階では入札を行う際の設計額を使用することを職員へ周知徹底を図るとともに、複数の職員で確認することで改善を図った。 (保健給食課第一学校給食センター)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>V 市の契約に関する問題点（各論）</p> <p>31 教育委員会文化財課</p> <p>(1) 松代城跡植栽管理業務委託 (報告書180ページ)</p> <p>○当初の契約に盛り込むべきもの</p> <p>当該業務委託契約は、平成22年1月25日に契約変更がなされており、その変更理由は以下のとおりである。</p> <p>「松代城跡の石垣上の松は平成18年の夏以降剪定されておらず、伸びすぎて、枝が堀の方に大きくたれ下がっている状態である。今後、強風や降雪の際に枝が幹を引き裂きながら折れる可能性がある。また、剪定の行き届いていないサクラやイチョウなど、枝葉が重なり枯死したり、枯れた枝が見学者に当たって怪我を負わせる危険性もあることから、松11本、サクラなどの剪定33本、貝殻虫の消毒20本を行うため設計変更を行う。また、4月からの松代イヤーに当たり、今年度中に執行することにより、気持ちよく来場者に見学いただけると思う。」</p> <p>しかしながら、この事実は当初契約時に把握できるものであり、当初契約に織り込むべき内容である。当初契約時に状況把握が出来ていないことが裏付けられた格好になるので、当初契約の際に状況確認を確実にし、安易な契約変更はなされるべきではない。</p> <p>(文化財課)</p>	<p>当該業務委託契約は、年度当初から植栽の管理を行うため、前年度の2月中に樹木の生育状況、害虫の発生等の状況を把握して設計したものであるが、当該年度は、例年以上に強風や積雪の日が多く、樹木の枯れ枝落下等の危険要因の除去を行う剪定の必要が生じた。</p> <p>また、樹木の剪定は毎年ではなく、5年ごとに行っており、今回は平成22年度の予定であったが、松代イヤーを控え、年度当初のサクラの咲く4月から多くの来場者が見込まれることから、安全に配慮し、1年前倒しして剪定をした方が良いと判断し、契約を変更して剪定を行った。</p> <p>樹木の剪定については、計画的に行うのは当然であるが、今後、枯れ枝や樹勢などについても常に状況を把握し、先を見通し必要に応じ当初契約に織り込むようにし、変更契約を行わずに済むよう努めてまいりたい。</p> <p>(文化財課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>V 市の契約に関する問題点（各論）</p> <p>32 教育委員会体育課</p> <p>(1) 長野県長野運動公園の管理等に関する業務委託 (報告書183ページ)</p> <p>○適切でない積算 上記12月の「県営野球場 業務管理日誌」の業務内容に「サブトラ水飲み場水道水止め」がある。他の日にも同様に長野県営球場以外の長野運動公園内の施設の維持管理を行っていると思しき記述がある。 ということは、本件の積算基礎になっている人件費に対応する人材が、契約相手方のシンコースポーツ株の長野県営球場以外の業務（長野市の長野運動公園に関する指定管理業務）に従事していることとなる。 担当課においては、オフシーズンであっても丸一日人員1名を配置する積算が行われているが、上記内容等からも丸一日県営野球場の業務に従事しているとは認められない。反面、ハイシーズンにおいては担当課積算の人員数では業務が滞りなく遂行できるとも考え難く、結果として積算内容と実態が乖離していると考えられる。 したがって、本件に関してどのようにシンコースポーツ株のスタッフが従事しているのか事実確認を行い、適正な積算を行うべきである。</p>	<p>県営野球場の業務委託については、指定管理者導入時に、公園の一体的管理と経費の削減の観点から、県と協議のうえ再委託しているものである。 委託業務以外の業務に従事していたとされる件については、指摘のとおりであることを確認したため、運動公園管理業務と県営野球場管理業務とは区別するよう指定管理者に指導した。 委託経費については、請負業者の見積を参考に、繁忙期 2 名、閑散期 1 名の人員配置で積算したものである。 従事者数の実態については、指定管理者が現在使用している業務日誌では従事者の人数記載欄が無く、従事者実態が把握できないため、平成 23 年度当初から従事者数が把握できるよう業務日誌の一部を変更し改善するよう指示した。 平成 24 年度の積算からは平成 23 年度の従事者数を検証したうえで、実態に即した積算を行うよう改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(体育課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) ボブスレーリュージュパーク中央監視設備保守点検委託 (報告書 185 ページ)</p> <p>○実績の把握検討と翌期以降の積算への反映が行われていない問題</p> <p>本業務委託に関して、長野市の積算における点検技術者の人工数（設計内訳書）と、受託業者からの報告書による実際人工数は以下のとおりである。</p> <p>(表省略)</p> <p>となっており、単純計算では長野市設計額による人工数の方が実際人工数よりも大きく、金額にして約400,000円の差となる。なお、無停電電源装置及び非常用発電装置を兼任する者が1名存在するので、人工数を折半とした。</p> <p>ちなみに、昨年度（平成 20 年度）実績を上記同様に確認すると以下のとおりであった。</p> <p>(表省略)</p> <p>となっており、平成21年度同様、単純計算では長野市設計額による人工数の方が実際人工数よりも大きく、金額にして約600,000円の差となる。</p> <p>このように、2年度連続して長野市積算人工数が実績人工数を上回っている。この差額の影響は人工数から算出される直接費のみならず、当該直接費に一定率を乗じて算出される共通仮設費、現場管理費、一般管理費といった間接費も一連で増加させる結果となる。</p> <p>ただし、この業務委託は人工の提供を目的とする業務委託ではなく、仕様書に定められた点検を満たすことが受託者のなすべき業務であるから契約変更を行うなどの必要性は認められない。</p> <p>しかしながら、今後も当該業務委託が随意契約で継続していくことも鑑み、過去の業務委託に関して設計人工数と実際人工数の差異の検証をし、今後の積算に活かすべきである。</p> <p>(体育課)</p>	<p>ボブスレーリュージュパーク中央監視設備保守点検委託について、設計内訳書の人工数と報告書の人工数の差異を確認したところ、報告書の人工数には設計内訳書で計上していた、作業員の移動に係る人工数が報告されていないことが判明した。平成 21 年度の委託業務について、受託業者からの報告された人工数に移動に係る人工数を加え、差額について積算すると設計内訳書に比して約 20,000 円の減額となった。同様に平成 20 年度の委託業務について差額を計算すると約 200,000 円の増額となった。</p> <p>平成 21 年度の設計額は概ね適正であると判断できるが、平成 20 年度の設計額については、非常用電源装置の人工数について、設計書と報告書に差があることが判明したので、今後詳細に検証するとともに、平成 23 年度の点検委託設計時には、過去の業務委託に関する実績人工数の検証結果を、積算に反映させるよう改善を図る。</p> <p>(体育課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(3) 平成 18 年度工事・業務委託設計積算基準 (報告書 187 ページ)</p> <p>(結果 1) 積算における価格に関する問題 (直接材料費)</p> <p>スパイラル積算基準には、材料費に関し以下のように規定されている。</p> <p>機器、材料単価の採用順位は次のとおりとする。また、過去の事例等を参考にして決定することができる。</p> <p>① 建設物価、積算資料 ② カタログ×実勢掛け率 インターネットによるメーカー調査価格もカタログ価格と見なす。</p> <p>③ 見積りによる場合（原則として3社以上、ただし施行方法等を含めて見積を徴収する場合は原則として2社以上とする。）</p> <p>1社見積 $\text{見積額} \times \text{一定率}$ 2社以上 $\text{最低見積額} \times \text{一定率}$</p> <p>したがって、スパイラル積算基準の適用を受ける工事に関する材料費積算は、優先順位としてまず建設物価又は積算資料に基づいてなされなければならないことになるが、実際の随意契約に係る業務に必要な材料は汎用性が極めて低く、結果的にほぼ全部の材料について優先順位の最も低い③が適用されている。</p> <p>また、その材料の汎用性の低さから従来からの随意契約先のみより見積書を徴して積算している。（これは現実的に複数の見積りを徴して積算しようとしても、その業務の特殊性から新規参入業者の見積額は研修費用、事前調査費用等がかさむことが予想されるため、見積徴収してもその効果は疑問であるなどの事情による。）</p> <p>上記のとおり、スパイラル積算基準では「原則3社以上の見積り、例外的に2社以上の見積り」を規定していながらも「1社見積の際には見積額×一定率で積算する」となっており、そもそも基準自体に不整合があるのだが、現実的に随意契約に関する業務には1社見積りによらざるを得ないものがある。</p> <p>また、③適用にあたって乗ずる一定率は、</p>	<p>平成 18 年度工事・業務委託設計積算基準（結果 1）の指摘のうち、積算部分の不整合な部分については、随意契約による場合で複数見積りでの徴収が適当でない場合は、1社見積りができる旨、基準を改定し「平成 23 年度工事・業務委託設計積算基準」として、運用中である。</p> <p>また、(結果 1、結果 2) の指摘のうち、見積り額に乗ずる一定率の検証については、平成 18 年の積算基準は、スパイラルと同様に企業独自で設計・製造している特殊設備を管理している庁内他施設の設計基準を参考としており、一定率も、その基準とほぼ同様の比率を採用している。</p> <p>この一定率については、平成 23 年度において、他都市の一定率を調査した結果、この平均値が設計基準の採用している数値と近似していることが確認されていることから、スパイラル積算基準においても現行の一定率を当面採用するが、今後、庁内他施設と調整を図りながら定期的に妥当性を検証する。</p> <p>なお、労務費の積算において、長野県単価を適用しない場合は、その理由を設計書に明記するよう改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(体育課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>材料の標準的価格算定の上で重要な比率であるが、その根拠については不明確である。 これらの点について、スパイラル積算基準の見直し、検証が必要である。</p> <p>(結果 2) 積算における価格に関する問題 (直接工事費の労務費算定) スパイラル積算基準には、労務費に関し以下のように規定されている。</p> <p>① 労務単価 原則として長野県単価（最新版）とする。 なお、特殊な条件における施工については、前記労務単価に作業割増を加えることができる。ただし、上記によることが不適当な場合は見積りによることとし、見積りの掛け率は下記による。</p> <p>1社見積 見積額×一定率 2社以上 最低見積額×一定率</p> <p>したがって、スパイラル積算基準の適用を受ける工事に関する労務費積算は、長野県単価を採用することが原則であり、それが不適当な場合は見積りによることができるとなっているから、まず長野県単価のどの単価を適用するかを明確にする必要があるが、実際の工事に関する積算を確認すると、見積りによる単価に掛け率を乗じる例外の単価が採用されている事例がある。</p> <p>この労務費におけるスパイラル積算基準に関しては、(結果1) と異なり、単価設定方法を優先順位の取り決めではなく長野県単価によることを原則の取り扱いとしているのであるから、例外規定を使うのであれば長野県単価によることが不適当であることの理由が明確でなければならないが、その理由は各積算上において不明確である。</p> <p>もっとも、ボブスレーリージュパークの特殊性から、採用する長野県単価の中に相応しいものが存在しない可能性も否定できない。とするならば、(結果 1) 同様、見積額に乗ずる一定率の根拠の見直し、検証が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(体育課)</p>	